



山形県公報

平成29年3月17日(金)
第2828号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……229

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……230
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……231
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……232
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(置賜総合支庁建設総務課) ……233
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……234
- 酒田港の臨港地区内の分区の指定……………(空港港湾課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(建築住宅課) ……236
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……240

規 則

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表山形県総合運動公園の項中

会 議 室 1	1室 1時間につき	130円	260円
会 議 室 2	1室 1時間につき	260円	510円

を

会議室	1室 1時間につき	160円	320円	に改める。
-----	--------------	------	------	-------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第191号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社ハートテラス 天童市長岡北一丁目2番27号102号	放課後等デイサービス ハートテラス 天童市長岡北一丁目2番27号102号	放課後等デイサービス	平成29. 2. 28

山形県告示第192号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号	アイアイひろば 山形市あこや町三丁目11番7号	放課後等デイサービス	平成29. 1. 31
特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号	なないろ 山形市あこや町三丁目17番6号	児童発達支援	同
特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号	なないろ 山形市あこや町三丁目17番6号	放課後等デイサービス	同

山形県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団明山会	医療法人社団明山会山形ロイヤル訪問看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	訪問看護	平成29. 2. 21

有限会社ブナの森	高取薬局 西村山郡西川町大字海味475番地	居宅療養管理指導	同	2.27
----------	--------------------------	----------	---	------

山形県告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社出羽のさとあなの	指定居宅介護支援事業所 出羽のさとあなの 山形市三日町二丁目1番41号	居 宅 介 護 支 援	平成29. 2.10

山形県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団明山会	医療法人社団明山会山形ロイヤル訪問看護ステーション 東根市大森二丁目3番6号	介護予防訪問看護	平成29. 2.21
有限会社ブナの森	高取薬局 西村山郡西川町大字海味475番地	介護予防居宅療養管理指導	同 2.27

山形県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会	指定訪問介護事業所ながまち荘 山形市長町751番地	訪 問 介 護	平成29. 2.28

山形県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社けやきの森	さわやか塾 けやきの森 山形市大字漆山字念仏段1903-1	介護予防通所介護	平成28. 12. 1
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部山形県済生会	指定訪問介護事業所ながまち荘 山形市長町751番地	介護予防訪問介護	同 29. 2. 28

山形県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人川西福祉会	デイサービスセンターそよ風の森 東置賜郡川西町大字時田1417番地	通 所 介 護	平成29. 3. 31

山形県告示第199号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
寒 河 江 市 立 病 院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで
山 形 県 立 河 北 病 院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで
朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで
山 形 県 立 新 庄 病 院	新庄市若葉町12番55号	平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで
日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30番地	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
酒 田 市 立 八 幡 病 院	酒田市小泉字前田37番地	平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで

山形県告示第200号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
水利区域内農地集積促進整備事業	米 沢 地 区	平成29年2月28日

山形県告示第201号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 指定した道路の部分の区間 南陽市三間通字中蔵田25番4から
同 二色根字前川原96番4地先まで
南陽市二色根堤端74番24から
同 上氷堂7番5地先まで
- 4 指定年月日 平成29年3月17日

山形県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
酒田都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名称 上山市公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和50年3月5日から平成33年3月31日まで

山形県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名称 上山市公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成14年3月8日から平成33年3月31日まで

山形県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

高島町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 高島都市計画下水道事業

(2) 名 称 高島公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）高島流域関連公共下水道）

3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和48年12月10日から平成34年3月31日まで

山形県告示第206号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、酒田港の臨港地区内の分区を次のとおり指定し、平成10年3月県告示第328号（酒田港の臨港地区内の分区の指定）は、平成29年3月17日限り廃止する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

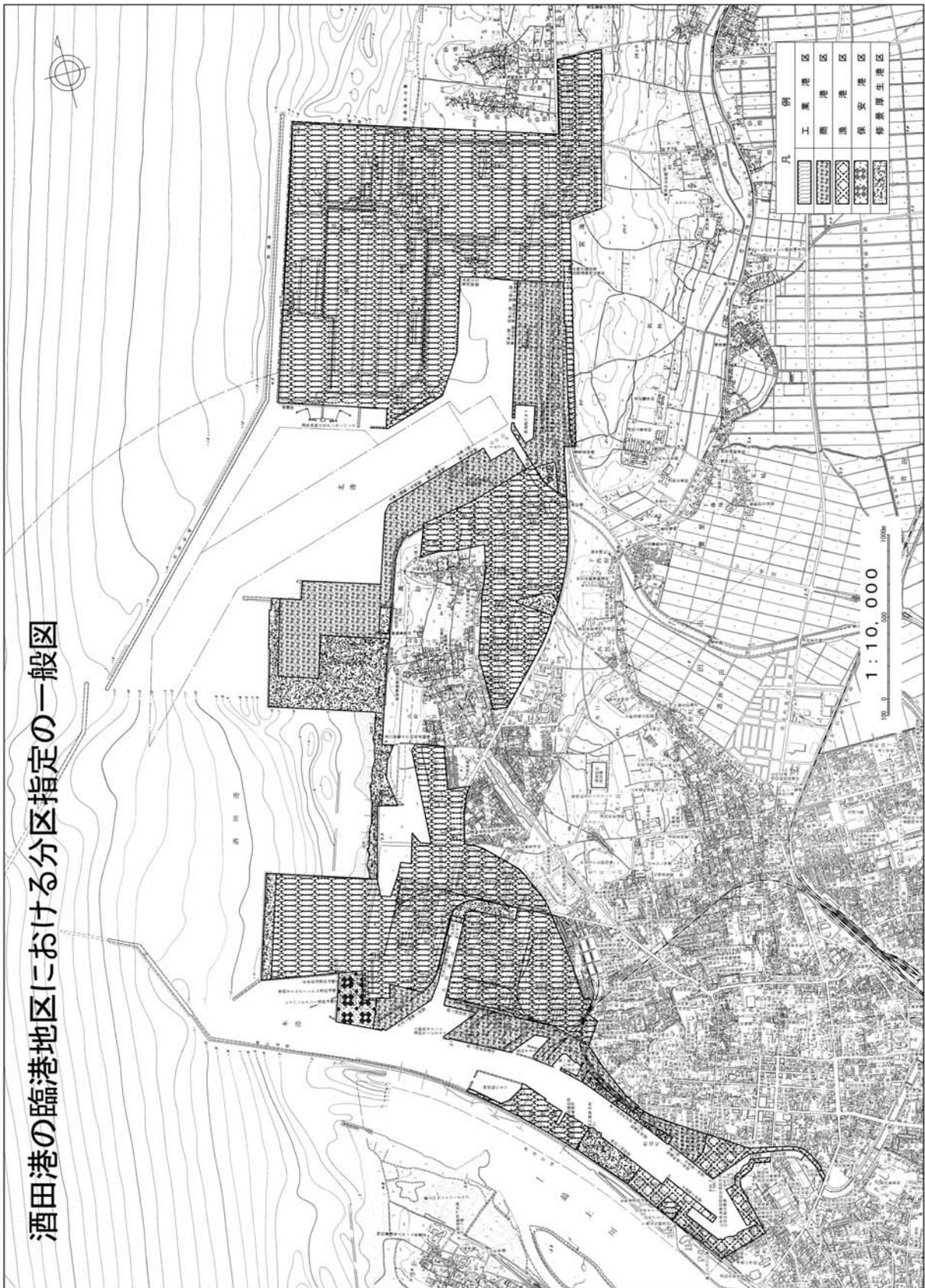
平成29年3月17日

酒田港港湾管理者の長

山形県知事 吉 村 美 栄 子

分区の種類	面 積	分 区 の 区 域	指 定 年 月 日
工 業 港 区	約486.8 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、下瀬、大浜一丁目、大浜二丁目、南新町二丁目、光ヶ丘三丁目、光ヶ丘五丁目、浜松町、高砂字高砂、高砂字古湊、北浜町、古湊町、高砂字官林続、宮海字南浜、宮海字明治、宮海字新林、宮海字治八郎畑、宮海字南砂畑、宮海字中砂畑、宮海字向砂畑、宮海字林内、宮野浦字家岸地先、新町字光ヶ丘地先、大浜二丁目地先	平成29年3月18日
商 港 区	約107.3 ヘクタール	酒田市船場町二丁目、南新町二丁目、大浜一丁目、大浜二丁目、宮海字治八郎畑、宮海字新林、宮海字南浜、宮海字明治、高砂字高砂、高砂字古湊、船場町二丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先	
漁 港 区	約17.9 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、下瀬、入船町、船場町二丁目、山居町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目	
保 安 港 区	約6.6 ヘクタール	酒田市大浜二丁目	
修景厚生港区	約55.4 ヘクタール	酒田市宮野浦字家岸、船場町二丁目、南新町二丁目、大浜二丁目、高砂字高砂、高砂字官林続、宮海字治八郎畑、高砂字古湊、新町字光ヶ丘、船場町二丁目地先、南新町二丁目地先、大浜一丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先、新町字光ヶ丘地先、大浜二丁目地先	

酒田港の臨港地区における分区指定の一般図



公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)2763
- 3 落札者を決定した日 平成29年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
安藤ハザマ・山形建設・千歳建設・市村工務店特定建設工事共同企業体
宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
- 5 落札金額 7,538,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成28年12月27日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 4号	同	同	60.3	1	同	19,400	22,400	25,700	29,000	33,100	38,200	単身可	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	単身可	
同 6号	同	同	62.1	1	同	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500	単身可	
同 太田町アパ ート2号	同 太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	単身可	
同	同	同	74.0	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 3号	同	同	74.0	1	同	23,900	27,600	31,500	35,500	40,600	46,900		
同 中田第2ア パート2号	同 中田町 901-2	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	単身可	
同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900		
同 2号	同	同	72.9	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		

同 3号	同	同	72.9	1	同	23,900	27,600	31,500	35,600	40,600	46,900	
------	---	---	------	---	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成29年4月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年4月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所
- 5 入居の時期 平成29年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年3月17日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
(2) 日時 平成29年3月28日（火） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
(6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
(7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。

- (8) 一般病床数250床以上の病院において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成29年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
 - (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係
電話番号0233(22)5525
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を平成29年3月23日（木）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出すること。
 - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning business of Yamagata Prefectural Shinjo Hospital: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. March 28, 2017
 - (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

平成29年3月17日印刷 発行所 山形県庁
平成29年3月17日発行 発行人 山形県